

議案第 122 号

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例

つくば市体育施設条例（平成 3 年つくば市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表第 2」の次に「及び別表第 3」を加える。

第 7 条中「使用料」を「別表第 2 に定める使用料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、市が主催する事業のために使用する場合は、別表第 3 に定める使用料を免除することができる。

第 15 条第 2 項中「利用料金」の次に「の額」を加え、「の表に掲げる」を「及び別表第 3 に定める」に改める。

第 17 条中「利用料金」の次に「(冷暖房設備の使用に係るものを除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 指定管理者は、市が主催する事業のために使用する場合は、利用料金（冷暖房設備の使用に係るものに限る。）を免除することができる。

別表第2の1の表備考に次の1項を加える。

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の2の表備考に次の1項を加える。

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の3の表備考に次の1項を加える。

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の4の表備考に次の1項を加える。

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の5の表備考に次の1項を加える。

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の6の表備考に次の1項を加える。

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の7の表備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の1項を加える。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の15の表備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の1項を加える。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

冷暖房設備

設備名	使用単位	使用料
大穂体育館冷暖房設備	1時間	930円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表備考に1項を加える改正規定、別表第2の2の表備考に1項を加える改正規定、別表

第2の3の表備考に1項を加える改正規定、別表第2の4の表備考に1項を加える改正規定、別表第2の5の表備考に1項を加える改正規定、別表第2の6の表備考に1項を加える改正規定、別表第2の7の表備考を同表備考第1項とし、同表備考に1項を加える改正規定及び別表第2の15の表備考を同表備考第1項とし、同表備考に1項を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の別表第3の大穂体育館冷暖房設備に係る使用の許可その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

大穂体育館に空調設備を新たに設置することに伴い、冷暖房使用料を定めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市体育施設条例（平成3年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第5条 (略) (使用料) 第6条 施設等を使用する者は、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。 2 (略) (使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に定める使用料を免除することができる。 (1)—(5) (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に定める使用料を半額に減額することができる。 (1)・(2) (略) 3 市長は、市が主催する事業のために使用する場合は、別表第3に定める使用料を免除することができる。	第1条—第5条 (略) (使用料) 第6条 施設等を使用する者は、別表第2_____に定める使用料を納入しなければならない。 2 (略) (使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料_____を免除することができる。 (1)—(5) (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料_____を半額に減額することができる。 (1)・(2) (略)
第8条—第14条 (略) (利用料金の納付等) 第15条 (略) 2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。 3 (略)	第8条—第14条 (略) (利用料金の納付等) 第15条 (略) 2 利用料金_____は、別表第2の表に掲げる_____額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。 3 (略)
第16条 (略)	第16条 (略)

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金(冷暖房設備の使用に係るものを除く。)を免除することができる。

(1)―(5) (略)

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金(冷暖房設備の使用に係るものを除く。)を半額に減額することができる。

(1)・(2) (略)

3 指定管理者は、市が主催する事業のために使用する場合は、利用料金(冷暖房設備の使用に係るものに限る。)を免除することができる。

第18条—第20条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第6条関係)

1 筑波総合体育館

(略)

備考

1—4 (略)

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

2 谷田部総合体育館

(略)

備考

1—4 (略)

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

3 桜総合体育館

(略)

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金_____を免除することができる。

(1)―(5) (略)

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金_____を半額に減額することができる。

(1)・(2) (略)

第18条—第20条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第6条関係)

1 筑波総合体育館

(略)

備考

1—4 (略)

2 谷田部総合体育館

(略)

備考

1—4 (略)

3 桜総合体育館

(略)

備考

1—4 (略)

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

4 吉沼体育館

(略)

備考

1・2 (略)

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

5 東光台体育館

(略)

備考

1・2 (略)

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

6 大穂体育館

(略)

備考

1・2 (略)

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

7 豊里体育館

(略)

備考

1 (略)

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

8—14 (略)

15 豊里柔剣道場

備考

1—4 (略)

4 吉沼体育館

(略)

備考

1・2 (略)

5 東光台体育館

(略)

備考

1・2 (略)

6 大穂体育館

(略)

備考

1・2 (略)

7 豊里体育館

(略)

備考

— (略)

8—14 (略)

15 豊里柔剣道場

(略)

備考

1 (略)

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

(略)

備考

—
(略)

別表第3（第6条関係）

冷暖房設備

<u>設備名</u>	<u>使用単位</u>	<u>使用料</u>
大穂体育館冷暖房設備	1時間	930円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

議案第 122 号

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市市民部スポーツ施設課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

大穂体育館に空調設備を新たに設置することに伴い、冷暖房使用料を利用者から徴収するため、つくば市体育施設条例に冷暖房使用料を追加し、改正するものである。

現在、工事中であり、令和 8 年 4 月 1 日の供用開始を予定している。

○ 他自治体の状況等

茨城県内では、水戸市や常陸大宮市、常総市などに、既に空調設備が設置された体育館があり、冷暖房使用料が設定されている。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

空調運転により増加する電気料金について、冷暖房使用料の徴収により財源を確保する。増加する想定電気料金 1,290,000 円のうち、953,000 円が想定収入となる。